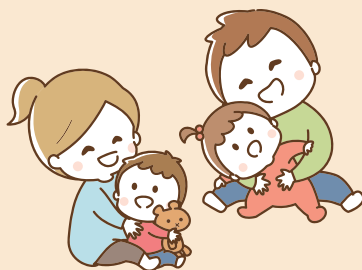


概要版

安中市こども計画

【令和7年度～令和11年度】



地域で支えあい、未来に羽ばたくこども・若者が
健やかで幸せに育つまち



令和7年3月

安中市

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るため、「こども基本法」に基づき、第3期安中市子ども・子育て支援事業計画をはじめとする市町村計画を一体とした「安中市こども計画」を策定します。



2 こども基本法及び市町村こども計画とは

「こども基本法」は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定し、こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。



● 計画の法的根拠

こども基本法（第10条）／次世代育成支援対策推進法（第8条）／子ども・子育て支援法（第61条）／こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条）／子ども・若者育成支援推進法（第9条）

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本計画では、施策ごとに該当するライフステージを整理し、施策を展開しています。

3 計画の対象

本計画の対象は、「おおむね30歳未満（施策によっては40歳未満）までの子ども・若者とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

Ⅱ 基本理念

地域で支えあい、未来に羽ばたくこども・若者が健やかで幸せに育つまち

Ⅲ 基本目標

基本目標 1 こどもの権利を守るために



こどもの持つ権利が尊重され、命を守られて成長し、人種や性別などで差別されず、常にそのこどもにとって最善の利益を第一に考えられる社会づくりを推進します。

基本目標 2 親子の健康を守るために

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。

基本目標 3 子育て・子育てを支援するために

すべての家庭とこどもを対象にした多様な子育て支援を推進し、地域社会全体でこどもの育ちと子育てを支援します。

基本目標 4 若者の社会的自立を支援するために

すべての若者の健やかな成長を見守り、生きづらさを抱える若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための環境づくりを進めます。

基本目標 5 生まれ育った環境に左右されないために

すべてのこどもが、家庭の状況に関わらず、健やかに成長できるよう環境を整え、必要な支援が届くよう仕組みづくりを進めます。

基本目標 6 安全で安心して子育てできる生活環境を実現するために



すべての家庭にやさしい生活環境を整備するとともに、地域住民、関係機関が一体となり、防災対策や交通安全対策、防犯対策など、地域を守る取組を推進します。

基本目標 7 幼児教育・保育を充実させるために



すべてのこどもが、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことができるよう、こども一人ひとりの発達に応じた幼児教育・保育を充実します。

Ⅳ 施策の体系

【基本理念】

地域で支えあい、未来に羽ばたく子ども・若者が健やかで幸せに育つまち

【基本目標】

↓子ども・若者計画

基本目標 1

こどもの権利を守るために

- 1 こどもの権利に関する理解の醸成
- 2 児童虐待防止対策の強化
- 3 障がい児施策の充実
- 4 外国につながる子ども・家庭への支援

↓次世代育成支援行動計画

基本目標 2

親子の健康を守るために

- 1 妊娠期からの切れ目のない支援
- 2 思春期保健対策の充実
- 3 小児医療の充実

↓次世代育成支援行動計画

基本目標 3

子育て・子育てを支援するために

- 1 子育て支援サービスの充実
- 2 地域の居場所・活動の場の充実
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 仕事と子育ての両立支援

↓子ども・若者計画

基本目標 4

若者の社会的自立を支援するために

- 1 次代の親の育成
- 2 生きる力の育成に向けた環境の整備
- 3 困難な状況に応じた支援
- 4 子ども・若者の意見を取り入れた施策の推進

↓こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画

基本目標 5

生まれ育った環境に左右されないために

- 1 こどもの貧困の解消に向けた対策
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

↓次世代育成支援行動計画

基本目標 6

安全で安心して子育てできる生活環境を実現するために

- 1 生活環境の整備
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 交通安全を確保するための活動の推進
- 4 犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 5 災害から守るための活動の推進

↓子ども・子育て支援事業計画

基本目標 7

幼児教育・保育を充実させるために

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
- 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

V 施策の展開 ※計画書より一部抜粋

1 乳幼児期

1 か月児健康診査

乳児の健康の保持及び増進を図るために、1 か月児健康診査を実施します。保護者の費用負担を軽減するとともに、疾病及び異常の早期発見につなげ適切な指導・治療に結びつけます。

ブックスタート事業

8か月健診時、図書館職員とボランティアが会場（保健センター）へ出向き、ブックスタートの趣旨を説明し、絵本を配付しています。



歯科保健支援事業

保育園・幼稚園・認定こども園の年長児等を対象に、歯科疾患予防教室の継続とともに、歯や口の健康の保持増進のために歯科保健指導を行い、8020 運動を目指した事業の拡充を図ります。また、乳幼児歯科保健関係機関と連携していきます。

2 学童期・思春期

子どもの夢応援事業

スポーツ選手や芸術文化などで活躍している著名な方を講師に招き、講演や直接指導を行うことにより、こどもたちの夢を応援し、また、夢を抱くきっかけとなる取組を支援します。自己の将来を見つめ、目標に向かって前向きに取り組むことのできる児童生徒を育成します。



こども・若者の意見聴取の仕組みづくり

こどもや若者を対象とした「こども・若者会議」などを開催し、直接こどもや若者の意見を聴く場を設けます。



不登校・いじめ・自殺対策

不登校・いじめ・自殺といった生徒指導上の問題を未然に防ぐために、全児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導や課題未然防止教育の充実を図ります。また、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止に向け関係機関の連携を図ります。

3 青年期

女性のがん検診事業

女性のがん検診の受診を促進し、がんの早期発見と健康増進を図ります。

健康づくり事業フレッシュ健診

健康診査の対象外となる若年者に対し、生活習慣病予防対策の一環として、疾患あるいはリスクの早期発見を図ります。



ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画に関する広報や情報提供を行い、誰もがライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会づくりの啓発に努めます。

4 子育て当事者

産後ケア事業

産後1年未満の産婦及びその乳児に対し、助産師等により心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。母親へのケアとして、出産後の母体の管理及び生活面に関すること、授乳の指導及び母乳育児指導に伴う乳房ケアに関することを実施します。また、乳児の世話、沐浴等の育児サポート、発育・発達の確認、育児相談などを実施します。



子育て支援サービスの情報提供の充実

子育て支援サービス等を利用者に周知するため、広報紙や市ホームページ、SNS等を活用します。また、主に乳幼児期の子を持つ保護者及び妊婦を対象に、市の子育て支援事業や市内の有益な子育て情報を掲載した冊子「子育てガイドブック」を作成・配布します。

ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の保護者の主体的な能力開発や資格取得等の促進を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。



Ⅵ 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育事業

子ども・子育て支援新制度では、保育園及び認定こども園などの施設を利用する場合は、こどもの年齢や保護者の就労状況等に応じた利用のための認定を受ける必要があります。

1号認定 ⇒ 満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）

2号認定 ⇒ 満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）

3号認定 ⇒ 満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）

※2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間）認定」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

2 地域子ども・子育て支援事業

● 地域子ども・子育て支援事業の一覧

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業／養育支援訪問事業
- (6) 一時預かり事業（幼稚園型）
- (7) 一時預かり事業（幼稚園型以外）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
- (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (9) 病児保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (11) 延長保育事業
- (12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (15) 子育て世帯訪問支援事業
- (16) 児童育成支援拠点事業
- (17) 親子関係形成支援事業
- (18) 妊婦等包括相談支援事業
- (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (20) 産後ケア事業



● 地域子ども・子育て支援事業の概要 ※計画書より一部抜粋

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

保護者が楽しく子育てできるように乳幼児やその保護者が相互の交流を行う事業です。地域のこどもたちの遊びや出会いの場づくりとともに、子育てについての相談、情報の提供や助言などの支援を行う事業です。



妊婦健康診査

妊婦の健康の保持や増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた検査を実施する事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげる事業です。



放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

就労等により、昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を対象とし、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設された制度です。



安中市 保健福祉部 子ども課

〒379-0192 群馬県安中市安中 1-23-13

電話：027-382-1111（代表）



本編はこちらから↑